

震災支援制度等ワーキング・グループ  
第3回議事録

内閣府政策統括官（経済システム担当）付

## 第3回震災支援制度等ワーキング・グループ 議事次第

日 時：平成23年5月13日（金） 13:00～15:10

場 所：第4合同庁舎第3特別会議室

### 1. 開会

### 2. 議事

- (1) 「新しい公共」の観点からの震災支援のための制度等について
- (2) 意見交換

### 3. 閉会

○松原主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「震災支援制度等ワーキング・グループ」を開催したいと思います。今日で第3回になります。

本日は、委員以外に「新しい公共」推進会議からオブザーバーとして、兼間委員、高橋委員、藤岡委員に御参加いただいております。

今日は前回に引き続きということで、ゴールデンウィーク前ですが、前回いろいろと提案を出させていただきました。それに対して各省庁等の現行状況、制度の概要、実現に当たって必要な制度的対応等について聞き取り等を行っていただきましたので、まずその結果を井野参事官から御説明をしていただいて、その後、式次第にあるように、三上参事官に新しい公共支援事業における対応、それから意見交換。このスケジュールは先の方に少しやりながら、最終的にもう一回今後のスケジュールという議論をしていきたいと思っております。

もう5月中旬ということで、6月中旬にはフィニッシュということなので、今から大車輪となりますが、頑張っていきたいなと思っております。

最初に、井野参事官より、資料1と2の御説明ということで、お願いいたします。

○井野内閣府参事官 それでは、御説明させていただきます。

資料1でございます。A3の大きな紙にまとめさせていただきました。

前回、委員の皆様方からいただいた御提案が一番左の欄に書いてございます。

2つ目の欄に「現行制度等の概要（含震災後の対応）」を書かせていただきました。

その右側に「実現にあたって必要な制度的対応」を書かせていただきました。これはそもそもこの提案を実現するに当たって、制度を変える必要があるのかなのか。仮にやるとすれば何が必要かというファクトを整理したものでございます。ここに書いてある対応に関しまして、関係省庁はそれができると考えているとか、その方向で検討するとか、そういうことを書いているわけではございませんので、その点だけ御留意いただきたいと思っております。

それでは、順に御説明させていただきます。

最初は、まず「NPO法人の新規事務所の設立などを届出で済むような事務の簡素化」ということです。これは既に内閣府が所轄庁になっております場合には、届出で大丈夫ということでございますし、そもそも被災地の方に臨時的に出張所など、活動の拠点を設けるような場合に、それは新規事務所の設立と見えなくてもいいという整理で、特段の法的措置がなくてもどんどんそれはやっていたらいいということでございました。

2つ目は、新規のNPO法人の設立期間を1か月に短縮。これは前回ももう既にお話がありましたけれども、1か月というのはちょっと難しいんですが、要するにNPO法で2か月間の縦覧期間を定めて在りますので、それを変えないとどうしようもないんですが、既に可能な限り申請期間の短縮を図るということで運用しているところでございます。

3つ目は、被災地に事務所があったり、被災者の支援を行っている法人について、事業報告書等の提出を9月末まで延長する必要があるということでございます。

これにつきましては、現在は6月末までということで、これはNPOに限らず、国の法令等で定められているすべての義務に関して、その不履行を一律的に免責するという対応を行っているわけですが、これを9月末まで更に延長するということになりますと、新たな政令の制定が必要ということになります。これらにつきましては、かなりほかの分野でも必要だという声が大きいですので、さらなる期限の延長について政府内で検討する予定であるということでございます。

このページの一番下、定款に明記されていなくても災害救援活動を行えるようにする措置を設けるということでございます。これはNPO法人の場合は上にありますけれども、定款上の範囲であれば、定款に掲げていなくてもやることは妨げられないということを確認化して、既に通知をしているところであります。

公益法人につきましても、多くの場合はNPOも同じですが、定款に定められた事業の範囲内と考えられますので、これは特段の措置なく実施可能と考えているということで、弾力的な運用により十分対応可能と考えられます。

2ページ、これも前回既に御議論がありましたけれども、金子座長からの御提案のものでございます。

新しい公共支援事業につきまして、市町村の申請ベースで毎月用意した費用を適宜支出することができるようにということです。これにつきましては、既に震災対応でこの支援事業ができるようにガイドラインを改正しておりますし、それに則って現行のガイドラインで実施可能ということでございます。

真ん中のところ、公務員の休職制度、派遣制度などの特例を設けて、NPO法人等への一定期間の派遣、出向を可能にしてはどうかということでございます。これにつきましては、まず国家公務員の方ですけれども、現状では、休職制度というのは国家公務員法で病気休職とか、刑事休職とかがありますが、そのほか人事院規則で定めることになっておりまして、現在、例えば研究休職制度というものもあります。ただ、現状では、NPO等への活動の従事につきましては含まれておりませんので、これを広げるためには人事院規則の改正が必要ということになります。

職員の派遣制度につきましては、現在、NPO等への派遣制度はございません。

地方公務員につきましては、職員の休職は地方公務員法に定めるもののほか、条例で定めることとされておりますので、例えば休職を広げる場合には条例で対応することになります。

地方公務員の場合にはもう一つございまして、NPOを含めた公益的法人に対しまして、職員の派遣を行うことができる法律がございます。ただし、これは給与は支給しないことが原則になっておりまして、要するに受入先の法人で払ってくれということになっておりますが、これも条例で定めれば支給することが可能となっておりますので、その辺を対応しやすくするには、条例で規定をすることが必要になってまいります。

ちなみに、備考のところを書いてございますが、国家公務員ではボランティア休暇制度

がございます。これまで5日間であったところを、今回の震災後に7日間に延長をいたしております。

このページの一番下は「眠れる『士』の発掘・活用」ということでございます。資格を持った退職者につきまして、ニーズに応じて幅広く募集して、専門知識・能力を有効活用するということでございます。国で2つ書いてございますけれども、例えば看護職員につきまして、未就業の看護職員の就業促進を図るためのマッチングの方策として、ナースバンク事業というものを実施してございましたり、介護福祉士につきましては、再就労を支援するための研修などを実施しているところであります。

このように有資格者を広く募集することについては、NPO 法人等がもしやるということであれば、それを妨げる法的な制約はないということでございますので、活動目的に応じて求人することが可能であります。政府は先ほど申し上げましたような取組みによって、結果的に支援することは可能かと思われまます。

3 ページ、規制の関係です。

一番上は、失業中にボランティア活動を行った場合でも失業保険がもらえるようにという御提案でございますけれども、これは確認いたしましたら、労働の意思及び能力があれば、ボランティア活動のように報酬を得ない労務の提供を行った場合であっても、雇用保険の基本手当を受けることは現行制度で可能であるということでございます。

2つ目は、中小企業診断士の資格の更新のために必要な実務補習というのがありますけれども、この実務補習に NPO 法人に対する支援相談、経営相談などをカウントできないかということでございます。これにつきましては、制度の概要をここに書いてございますが、やはり現在ではできないということでございます。これは中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則のレベルで定められておりますので、これを実現するには、この改正が必要であるということでもあります。

3つ目は、融資制度ということでございます。中小企業向け融資制度を NPO 法人に対して適用できないかということでもあります。既にこれは皆さん御承知のところだとは思いますが、下の方に書いてあるとおり、日本政策金融公庫につきましては、NPO 法人も利用可能でございます。

また、地方で独自に NPO 向けの融資制度というのが幾つかございますので、そういうものは活用可能ということでございます。

このページの一番下は、小規模有機農業やコミュニティビジネスの初期支援への融資などを弾力的にできないかということでもあります。これにつきましては、農業融資関係はいろいろ既に制度がございます。それから、日本政策金融公庫におきまして、コミュニティビジネスの初期投資につきましても取り扱っているということございました。

4 ページ、JICA が国内災害に当たれるようにできないかということです。これも別に法的な制約はなくて、できることは現在でも JICA は実施しているということでもあります。右の備考欄に具体的に今、やっている活動を列記してありますけれども、できることは既

にやっているという回答でございました。

2番目は、ボランティアコーディネーの長期派遣ということです。これは前回会合の場で、制度というよりも資金的な問題ですねという議論だったかと思えますけれども、制度的なところでは、やはり特段の期間の定めなく、事実上これをやられているものですから、特に対応はございません。

次は、被災者の支援活動を対象とする表彰制度というものができないかということでございます。現在、一般的な災害への対応活動に対するもので、防災功労者表彰というものがございます。新しい公共の観点でということでもどこまで入ってくるかというのはわかりませんが、一般的な表彰制度としては、こういうものがございます。

そのほか、一定額以上の寄附を行った人に表彰状を送る制度としては、賞勲制度の一環としての紺綬褒章、厚生労働大臣の感謝状の制度などもあるということです。仮に新たな表彰制度を設けるためには、大臣なり、総理大臣なりの表彰者の了解を得た上で、実施要項を部内で整備するということになるかと思えます。

5ページ、ここは行政事務の包括的委託制度ということです。

1つ目は、そもそも制度上の対応が必要という提案ではございませんが、行政事務の包括委託について積極的に実践を促進したらどうかということで、これは制度的な障害は特にございませので、先進的なところは既にやっているということでございます。

2つ目は、地方自治体における随意契約の適用拡大や参入資格の緩和ということであり、今回の震災による被害の応急復旧など、緊急の必要による競争に付することのできない事業については、随意契約によることが可能であるということ自治体の方に既に周知しているということでございました。

また、入札の参加資格等につきましては、そもそも必要があるときに実情に応じて定めるものでございますので、必要に応じて緩和するときは緩和していただければいいということでございます。

6ページ、3.で、新しい地域づくり支援のための拠点づくりに関するものであります。被災地域ごとに復興推進・生活支援センターを設置して、包括的な生活就労支援を行うということでもあります。

これにつきましては、また後ほど委員の方から御説明があろうかと思えますけれども、前回までのところでは、實際上、何が制度上ネックになるのか、実際に具体的イメージが十分でないので、ここの制度が問題ですと、なかなか関係省庁も出しにくいので、ここには余り触れずに書いてありませんが、本日の資料等を拝見させていただきますと、恐らくそういう制度的な支障というものはなくて、多分財政的な支援があれば、意欲のある主体が集まればできるという話であろうかと思われま。

2つ目は、六次産業化を進める復興まちづくりプラットフォームなるものを制度化してはどうかということでございます。六次産業化につきましては、農水省が力を入れて推進している政策でございますので、幾つか既存の事業などがございます。そういうところで

実際に進めているということでございます。

3つ目は、農林水産業の重要性を体験学習できるような施設をつくるとか、ボランティアによる協力活動を学ぶ機会をつくるようにするということでございます。これも農水省等でいろんな支援事業を行っております。独自に民間レベルで必要があれば、特に制度的な制約はございません。国におきましても、ここに書いてあるような事業の中で、民間団体の取組みを支援するような取組みもございますので、その辺で実施可能であると思われま

す。7ページ、避難所・仮設住宅にふれあいの居場所ルームを設置するということでもあります。これにつきましては、仮設住宅を50戸以上設置した場合には、こういった居場所ルーム等につきまして、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるということでございます。

その次、さまざまな担い手が共同して被災者を受け入れる取組みを促すということで、これも制度的な提案ではございませんので、特に制約等はございません。先進的などころがありますので、それにならってどんどんやっていただければよろしいかと思われま

す。その下につきましても、県単位での被災地域の支援の取組みを促すということで、この制度的な問題はございませんので、都道府県ごとの自発的な取組みということになるかと思われま

す。次に、「ボランティアニーズと物資ニーズのマッチングを行うホームページを開設する」ということでもあります。こうしたホームページは、既にボランティア連携室も民間との間で連携してやっておりますが、民間のウェブサイトである「助けあいジャパン」というものがあって、ここでこういったマッチング機能があるということでございますし、個別にも文部科学省のサイトなどで関連するマッチングのための情報を提供しているということでございます。

(3)のところでは、災害が起きた場合に、直ちに被災地支援及び復興計画のための定例会議を設置する仕組みを整備するということでございます。当然ながら国の方では緊急災害対策本部ですとか、非常災害対策本部というものを、災害が起きたら必要に応じて閣議決定で即座に設置するような形になっております。今回の震災におきましても、緊急災害対策本部というものが即座に設置されたところでござい

ます。一番下の地域住民復興協議会の設置と、それにより復興の青写真を考案するということでございますが、これも制度的な対応は特に必要なくできるということでございます。

8ページ、復興に当たって地元の木材など、地域の自然資源の利用を優先し、雇用も地元の企業や人材を優先ということでございます。

これにつきましては、木材利用に関する法律によりまして、木材の利用促進というのは既に政策として行われている。地域材の供給倍増事業というものも予算措置で行われておりまして、地元の木材の利用促進が図られているということでございます。

雇用につきましても、地元優先雇用の取組みを進めることで、被災者の就労の場を確保

していくということは、政策的に既に取り組んでいるということでございます。

次に、CFW、キャッシュ・フォー・ワークの制度を創設して、被災地の人々の雇用機会の創出を図るということでございます。

こういった被災地の方々の雇用につきましては、国でもやれることはやっているということでもございました。いろんな失業者の雇用機会を創出する事業がございます。その中で重点分野雇用創出事業におきまして、補正予算で積みまして、震災対応で被災した方々を雇用することが可能になっているということもございます。

9 ページ、税制の関係がここに出てまいります。

一番上は、使途を指定した寄附を募集して、その寄附に対して寄附者の名前を明示するような制度をできないかということもございます。

これにつきましては、国におきましては、そもそも寄附の受入れ、要するに歳入に繰り入れるような寄附の受入れというのは抑制的に受領を行っているということでもあります。指定した使途に当てる目的で受け入れることは、要するにその時点で指定した寄附を受け入れることは、その時点で支出先を国会の議決なしで先に決めてしまうこととなりますので、憲法などの趣旨に照らして慎重に考えるべきというのが国の立場であります。

一方、地方におきましては、こういったことを行うことについて、特段の制約はないということで、実際にやっているところもあるということもございます。なお、負担付きの寄附。要するにこれは寄附に対して条件があって、こういう使途に使ってくださいと例えば条件があって、その条件を満たさないのだったら当該寄附を返してくださいというような寄附の場合には、事前に議会の議決を得なければならないということもございます。ただし、そこまでではないものにつきましては、どんどんやるということが可能ということもございます。

2つ目のところは、被災者支援 NPO 法人に対する仮認定制度の先行導入でございます。現在、仮認定制度はまだ存在しないわけですが、これを導入するには法改正が必要となっておりますが、御存じのとおり、今、準備が進められておりまして、今通常国会において所要の法整備が行われることを目指すということで、国会の方でも動きが出てくるものと思われまます。

それから、震災特別寄附税制。先日 4 月末くらいにできたものですが、この指定寄附金制度を 3 月 11 日以降の寄附にさかのぼって適用するという提案でございます。

これにつきましては、現在は 4 月 27 日に包括的な告示で措置されました。それ以降、所轄国税局長の確認を受けた日の翌日から適用されることになっておりますので、これをさかのぼるということになりますと、最初に出した包括的な告示に改正が必要ということになってまいります。

その次でございます。上記の適用を行った上で 3 月決算の企業につきましては、3 月に支出した寄附金を繰越して損金算入できるようにという提案でございます。

現在では寄附金の損金算入は事業年度ごとになっておりますので、それが原則だという



こととさせていただきます。

ここで必要な対応のところは何も書いてございませんけれども、これは確認しましたら現行制度で決算の変更等で現行制度のままですることができるのか否か、詳細に検討しないとわからないということとございました。これも上記の適用を行った場合にとということですので、その場合には個別に検討したいということとございました。ちなみに寄附金を出したことによって決算が赤字になってしまうような場合、欠損金が生じたような場合については、欠損金部分については繰越は既に7年間可能ということとありますので、一応念のために申し上げておきます。

10 ページ、個人の指定寄附金に関して年末調整できる特例ができないかということとでございます。現在は確定申告が必要でございます。これを変えるためには取得税法の改正が必要ということとでございます。

これにつきましては、実務技術的な観点からの検討が必要ということとございますが、一番右側の欄の3つ目のポツに書いてございますけれども、特に被災している中小企業や個人事業主の源泉徴収義務者にとっても負担の増となりますので、この辺をどう考えるかということもあろうかと思えます。

真ん中のところは公益法人や社会福祉法人等への震災特別税制の適用拡大ということとでございます。

震災特別税制の中にこの指定寄附金の話とそれに税額控除を適用するという話とございますけれども、指定寄附金につきましては、財務省が告示で指定するということとございますので、法律等の改正は要らないわけですが、税額控除の方を適用拡大しようとするとならば税法の改正という話になってまいります。指定寄附金については、今後の具体的なニーズを踏まえて検討ということとございました。税額控除の方につきましては、23年度の税制改正法案の早期実現を図ることで対応を図るとというのが今のスタンスであるということとあります。

大規模災害が発生した場合に、今回と同様の指定寄附金制度が自動的に発動するような制度ということとございますが、自動的に発動するようにするためには、事前に包括的に告示を行っておくことが必要だということとございますが、一番右にありますように大規模災害への対応につきましては、政府全体としての各種の対応措置に合わせて速やかに検討することが必要であるというのが当局のスタンスとございました。

11 ページ、内閣府のポータルサイトは25年から運用開始の予定ですが、これを24年度から運用できるようにできないかということとございます。

これは制度的な対応ということでは特にございませんが、例えば予算の問題。それから、一番右側に書いてございますのは、このポータルサイトは都道府県の協力により運営されておりますので、都道府県の準備期間についての配慮も必要でありますので、その辺は実現についてはどう考えるかということとあると思えます。

最後にファンド等の話が3つございます。海外からの支援金を集めてファンドを創設す

るとか、そのファンドを国内からの支援金なども集めるものにするとか、その使い道として、国内災害対応の初期費用を拠出するといったことでもございました。

現行制度のところに書いてございますのは、海外からのものを含めて、国に集まっている寄附金につきましては、基本的には義援金として集められていることが原則でございます。これにつきましては義援金でありますので、原則的には日本赤十字社等に送られまして、義援金配分割合決定委員会において、各被災都道府県に配分することが決められます。要するに義援金というのは被災者に届くことが前提になっているお金ですので、それを違う使い道にするというのは、なかなか難しいのかもしれない。

ただ、民間の例えば NPO 法人等が独自に集められている支援金につきましては、例えば NPO 法人が独自に基金を設置したり、幾つかの法人が集まってお金を出し合って、新たに財団法人を設立して基金を運営するといったことは必要に応じできるといふことかと思われまふ。

ファンドのところは大体そういうところでもございますので、この資料につきましては、御報告は以上でございます。

1 点だけ。参考資料の話でもございますが、前回のワーキング・グループで政府が震災後に行っている雇用政策について、全般的にどういふことをやっているのかということをも情報として集めてくれないかということでもございましたので、一番最後に付いていると思ひますけれども、参考資料 2 の形で資料を提出させていただきました。

厚労省のホームページに載っている資料でもございますが、『日本はひとつ』しごとプロジェクト」といふのがございます。フェーズ 1 というのがまず行われて、現在そのフェーズ 2 というのが出ておりますので、フェーズ 2 も続けて載っております。これが震災後の雇用政策について全体像をまとめたといひますか、これにとりまとめて厚労省がやっているものでございますので、御参照いただければと思ひます。

私からの資料の説明は以上でございます。

○松原主査 ありがとうございます。事務局においては特に資料 1 を大変な短い期間だったのですが、御尽力いただいて、ここまでまとめていただいたことに非常に感謝いたします。非常にわかりやすい資料で、我々としても今後の検討の大きな土台になるだろうと思ひます。

今、資料 1 と参考資料 2 を説明していただいたのですが、これをベースに我々はまたいろいろ議論していくんですけども、頭の整理で今後のスケジュールも入れておいた方がいいかと思ひますので、順序を違えて、事務局の参事官の方から今後のスケジュールの予定について、少しお話しただけですしょうか。

○井野内閣府参事官 それでは、資料 8 を配らせていただいております。1 枚紙のスケジュール表でございます。これは前々回、最初の会にお配りしたものの改定版という形になっております。実はここまで作業を進めてまいりまして、当初のスケジュール感に若干無理があったところもありましたので、少し改定させていただいたのがこの紙でございます。

現在5月上中旬のところにいるわけでございますけれども、今日やった後、もう一度来週辺りにやって、ここでわざわざ箱2つは書いておりませんが、上中旬のところで今日と来週のもう一回くらい、両方をここで考えていただければと思います。本日の御議論を踏まえて整理をして、中間報告のたたき台なり、これはできれば主査と御相談をして、主査に御整理いただくのがいいのかなという気がしておりますけれども、何がしかの形のものをつくって、来週の20日の金曜日にお出しをして御議論をいただくといいのではないかと考えております。

その後ですけれども、これは最終的に提言として出すために関係各省庁と意見のすり合わせをしたいと思っております。それが結構いろいろ意見が出てくると思っておりますので、1週間近くかかります。そういたしますと、その結果をまたこのワーキング・グループに御報告できるのがその次の週。ここに具体的なカレンダーの形になっていないので恐縮ですけれども、5月30日の週の早々にこのワーキング・グループに各省庁とすり合わせたものを提示して、できればそこでワーキング・グループでの若干の調整を経た上で、「新しい公共」推進会議の委員の方々にもメール等でその内容を報告した上で、中間報告としてパブリック・コメントに付したいと考えております。

それがこの資料8でいきますと、5月下旬にある推進会議の方に矢印が伸びている中間報告。そこから6月上旬のパブリック・コメントということでございます。パブリック・コメントの期間中に前回もお話の出ました、現地に行つてのヒアリングというのをしてはどうかということで、若干タイミングが前回のイメージと少し後ろ倒しになりますけれども、6月上旬、具体的には5月30日の週で6月1、2、3が水、木、金辺りですので、その辺りかなという気がしております。その辺りで現地ヒアリングに行つていただいて、同時にパブリック・コメントも進める。

パブリック・コメントをその翌週の頭くらいに締め切つて、そうしますとまた若干の修正ということになりますので、関係各省とも最終的な確認調整という作業が事務的に必要でございますので、そういうことをやる必要がある。

そうしますと、それを経た上で、またワーキング・グループにお諮りをして、最終的に推進会議に上げていくのが6月の上中旬ということで、前回までは6月上旬には上げたいと思つておりましたのが、若干1週間ちょっと後ろ倒しにならざるを得ないのかなというイメージを持っているところでございます。

○松原主査 ありがとうございます。かなり厳しいから、こういうあいまいな書き方になっているとは重々承知をしているんですが、これはいろいろなほかの会議との関係もあって、こういうことになってきていると思うんですが、実際には最終報告は6月おしりのイメージを持ちたいので、6月上中旬と言つてもいつごろというのは大体。

○井野内閣府参事官 6月のちょうど真ん中の15には上げたいという気持ちです。

○松原主査 6月15日には上げたいということで、山内審議官からその辺りの必要性についても、少しお話をいただけたらと思います。

○山内内閣府官房審議官 この前のときにもお話をしたか忘れたんですが、政府全体の方針を決めるというもので、復興構想会議を中心にして議論が行われております。こちらの方でそんなに各論に踏み込むような議論がなされると想像はしていませんが、それはそれとして、こちらの方の議論を構想会議の議論に反映していただくという気持ちもあるものですから、復興構想会議が一応6月末をめどにして提言を行うということですので、その前にいろいろ検討部会の方でも御議論が行われるということ想定すると、やはり15日にはこちらの方としての提案を出して、それを向こうの方でももんでもらうということが適当かなと思って、今のような日程案をお話しさせていただいた次第です。

○松原主査 ありがとうございます。かなりきつい日程で行かなければならないですが、実際に成果を上げていくと。きちんと政策に反映できるものを上げていくためには、今の日程を頑張ってやらざるを得ないのではないかという気がしております。井野参事官の御説明いただいた資料1、参考資料2及び資料8の日程について、討議等は後にしますが、御質問があれば、今、質問をしていただけますか。後の意見のときにまた戻るということで、とりあえずはよろしいですか。

それでは、続きまして、ただいまの説明にもございました新しい公共支援事業。前回これも話題になりまして、震災対応はどうなっているのかということで現状を把握してくださいと、私の方から三上参事官にお願いしたところでございます。その辺については三上参事官から御用意いただいているということで、是非お願いします。

○三上内閣府参事官 それでは、参考資料1で説明させていただきます。

1 ページ、これは全都道府県の実施状況をまとめたものでございます。支援事業自体は3月末に国から県に交付金を交付したところでございます。それを受けて、ここに書いてあるとおり各都道府県で進められていまして、1番の Kategorieとしては既に募集を実施済みだということで、何件か震災対応案件も挙がっているところでございます。

2番のところは現在募集中でございますので、間もなく案件が出そろってくる。

3番のところは今後の予定ですが、ここも順次進んでおりまして、5月も過ぎると、ここで約過半数を超える。その中には宮城とか茨城が入っております。そして、6月上旬ごろになりますと、岩手。それから福島も6月になりますと、出てくるといった状況でございます。この事業自体は補正で行われていたということもあって、かなり進捗は順調に行っているのかなと思っているところでございます。

2 ページ、これは島根県の事例でございます。島根県は対応が素早いところがございまして、早速第1号の案件が決まって、もう公表したと。これは4月23日の新聞でございますが、出雲市の総合ボランティアセンターを中心として企画提案しまして、2年間で1,000万の助成を決定したと。

内容としましては、現地に行って避難所で活動をしたり、島根県内に避難してきた被災者との交流を進めるということでございまして、4月24日には早速先遣隊9名を派遣したところでございます。なお、島根県は従来もともと6月中旬を予定していたのですけれど

も、今回の震災対応案件に合わせて前倒しをして、これを決めていただいたといったところでございます。

3ページと4ページに詳細ございますので、これは見ていただくということで説明は省略させていただきます。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。新しい公共推進支援事業を今、募集中も含めて、今後募集予定がまだまだたくさんであるということで、これについて、まだ動いていないところは大変かなと見ているところです。今の三上参事官の御説明について、何か御質問のある方はおられますか。よろしいですか。

では、それについても後でまた議論のあるときにもう一度議論をしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、本題の意見交換に入っていきたいと思います。まず何名かの委員から事前ということで資料を御提出いただいております。それらを順に説明いただいて、皆さんの議論の参考にしたいと思いますが、地域においてワンストップ等いろいろとサービスを提供できる仕組みということを御提案ということで、坪郷委員と早瀬委員がよく似た提案をいただいておりますので、まずそのお二方から説明をいただければと思います。

最初に坪郷委員、お願いできますか。

○坪郷委員 私の方は、資料2になります。

最初に「1 基本的観点」ということで書いておりますが、ここはこれまで会議の中で議論をしてきたことをもう一度簡単にまとめたものです。被災者の多様なニーズを出発点にして「新しい公共」の担い手の実践例を踏まえた制度や政策を重視する。それで今後、特に当事者・市民、専門家などが参加をした上で NPO・NGO、協同組合、企業、任意団体などの中長期的な市民活動が不可欠である。そういう仕組みをつくっていく必要があるだろう。

それで、これはそれぞれの議論がありましたように、被災をした市町村自治体というものは非常に多様な状況がありますので、地域の実情に応じて、既存の制度や政策に新しい機能の負荷を行ったり、中央省庁でもいろんな事業があると思うんですが、複数の制度や政策を自治体が自由に統合できるような体制をできるだけ念頭に置いてやっていくということが重要ではないか。それで、国、県、市町村、3つの政府の連携が重要である。

同時に、基本的には自治体がやはりリーダーシップを取って、1つそういう仕組みをつくっていく必要があろうと思いますが、他方では市町村自治体の政策・制度の実施と「新しい公共」の担い手との連携の仕組みをやはりつくっていく必要があるだろう。これも地域によっては NPO や NGO など実績のあるところが多くあれば、こちらの方が程度リーダーシップを取れる場合もあるでしょうし、なかなかそれは難しいところもあるかと思いますが、そういう2つの連携の仕組みが必要であらう。

この間、民主党政権の下で、少子高齢社会におけるユニバーサル・デザイン、男女共同

参画、あるいは多文化共生など、重要な観点がありますので、そういうものも考慮したものを考える。

それで、具体的には「(1)新しい地域づくり支援のための支援拠点の創設」に関連して、自治体がワンストップで地域における「包括的ケア」を支援する。ここでは名称が「地域生活支援センター」というふうに書いておきます。現在、避難所から仮設住宅へという時期に当たるかと思いますが、まだ二次避難所あるいはこれから復興住宅、あるいは一般住宅で避難をしている人たちもいるわけですので、その全体をカバーできるような発想が必要である。

それで、内容としては高齢者、障がい者、乳幼児・子ども、更には無償介護者などの「ケア」、それから被災者の「健康とこころのケア」、全体として総合的な相談活動、支援活動をワンストップでできる。それで、就労支援も併せて機能が持てればということで、具体的には「ワンストップ相談・支援センター」。

それから訪問活動による、地域における被災者のニーズを掘り起こす「アウトリーチ活動」の機能を持つ。

同時に「市民活動連携協議会」といったものを市町村単位に、あるいはもう少し小さい単位で設置して、被災者のニーズ把握や政策形成・政策実施において協力する体制をつくる。それで「地域生活支援センター」の運営が自治体主導なのか、NPO 主導なのか、あるいは両者の協力の形になるのかというのは多様な形があり得ると思います。

それで、この場合、運営に関連しては、これは公契約の論点に1つ関係があるわけですが、個別のサービス供給事業に関して、委託契約を締結する。その場合に、専門調査会でも議論になっているわけですが「新しい公共」指標などを含んだ総合評価入札制度の導入ということを労務提供型の契約において、導入をするということを考えてはどうかということが1つあります。

もう一つ、ここには書いていないので口頭での関連をした提案になるのですが「新しい公共」の担い手のそれぞれの活動が非常に中長期的に活発に行われる必要があると思うんですが、そのときに、やはり NPO 法人は現在、その出資ができるような形での非営利法人格がありませんので、出資型非営利法人の仕組みというものが中長期的には当然必要になってくるだろう。これは専門調査会の課題でもありますので、今、ここでその議論を正面からすることはできないと思うんですが、現状の中で、例えば協同組合というのは非常に多様な制度が現在あるわけですが、その中では、例えば企業組合という、これも共同組合の一つですが、小規模で生産を行う協同組合の方式があります。今後は生産、サービスや雇用保障の面で、こういったような仕組みも必要ではないか。

それで、これは NHK などでも紹介をされましたが、宮古の地区の重茂漁協のケースですが、ここでは 800 隻ぐらいの船があったのが十数隻ぐらいになった。それで、この船を調達して、更に漁業をやっていくことが非常に難しいので、重茂漁協では船とか漁具の共有から再建するというので、協同運営方式ということで、単独でできない部分について

は連帯の仕組み、協同の仕組みを使って生産やサービスの復活を行おうというような動きも出ているようです。

あるいは復興住宅などでも協同組合方式などは考えられると思うんですが、それをやるときに、現状でさまざまな協同組合の制度や企業組合などの制度を、これを使いますよということだとどまるのか、あるいは今、検討中なんですが、もう少し制度的な対応が必要ということになれば、そういう提案ができればということをもう一つ追加で提案をしたいと考えております。これは今日はまとまったものではありませんが、今後の課題として1つ挙げさせていただきます。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

それでは続いて、早瀬委員お願いします。

○早瀬委員 資料4の方でまとめたもので、前回御提案した後、何かバージョンはたくさん増えていますが、途中で何度か、被災地を先日回った際に、現地の災害ボランティアセンターの関係者の皆さんなどと相談して、そのたびにバージョンが上がっていったものです。

名前は何でもいいんですが、要は坪郷委員の御提案とも似た形での、一つの総合的な拠点をつくることを、政府は支援する。主体は基本的には民ないし行政も加わった協議会というイメージが強いですので、政府がつくるというより政府が支援する。それで、運営の原則としては被災地の方たちが主体になる。

今日の資料の4ページに「災害ボランティアセンター」との比較表をつくりましたが、今は外部から、勿論、被災地の方自身もボランティアで参加している事例がたくさんあるんですけども、外から被災地を応援するという形の拠点があるわけですが、今後は被災地内の住民の皆さんあるいはNPOの皆さんが主体になって、そういった復興を自ら進めていくという、そのサポートをしないといけない。

1ページのところにありますように、実際、とりあえず、その3県。本当は3県だけではないんですけども、茨城とか千葉もあるわけですが、3県だけでもいろんな形で、こういうNPO法人とか、社会福祉法人とかがある。社会福祉法人の福島県の全法人数がわからなかったのも、そこだけ数字が抜けていますけれども、そういったことがある。

それから、1ページの2つ目の原則で、それは定型的な「型」を国として押し付けるのではなくて、被災市町村／コミュニティごとにさまざまな自由な形態があってもいいのではないかということが2つ目の原則です。

3つ目が、この辺が「新しい公共」的な展開となるかと思いますが、協同的な運営をしていくということです。ただ、いろんな関係者が2ページ目のポツの下括弧のところに書いてありますが、みんなが集まっていってつくれば、逆に主体性といいますか、核になるものが緩くなりますので、有志でつくるというイメージにしていかないと、つまりやりたい人たちが集まってつくるといって形にしないと推進力がないと思いますので、中核的な

有志が集まりながらオープンな形で運営するというものでないといけないのではないかと  
思ったりします。

それを、根本的にはボトムアップで、※のところにありますような、いろんな条件を、  
A、B、Cでいいのかどうか。これはもう少し詰めないといけませんけれども、そうした  
上でつくれるようにする。そのことを国として一定の補助をしていくというようなイメ  
ージです。

具体的にどんな仕事をするんだということが2ページの(2)から5つ列記してありま  
す。現行の災害ボランティアセンターから少しずつ移行していくという部分があるんです  
が、その点で言うと(2)の①の2つ目のポツに「・被災者自身も助け合いの担い手に」  
というものがあるんですが、これはカラーだったこともあって、本当はPDFにして事前  
にお送りしたらよかったんですが、これは郡山市にある巨大避難所ビッグパレットふくし  
まの中につくられている「おだがいさまセンター」です。お互い様ではなくて、おだがい  
さまです。

○松原主査 これというのは、配られてはいないですね。

○早瀬委員 済みません、配られていません。これは後で回覧しますが、おだがいさまセ  
ンターという、地元の方言でおだがいさまと言うそうですが、被災者の方自身、特にビ  
ッグパレットの場合は原発で避難なさっている人たちが集まっておられるので、自分の地元  
にも帰れないですね。ですから、何もすることがないという中で、主体性が落ちていると  
いう中で、川内村と富岡町の社会福祉協議会のスタッフがつくったものです。

実は、この川内村社会福祉協議会は6月末で全員職員解雇になります。つまり、このお  
だがいさまセンターがなくなるので社会福祉協議会がなくなってしまう。みんな仮設から  
直にいらっしゃるわけです。ですから、そういうこともあるから早くしないといけないと  
思ったりしています。

それで、ワンストップのこと。これは先ほどありました。前回もお話ししましたように、  
さまざまな専門職が、いろんな制度がある。ここに書いていないもので言うと、例えば総  
務省では「地域おこし協力隊」という制度もありますし、農水省の方では「田舎で働き隊」  
という制度もあります。いろんなものがあるんですが、そういった人たちもここに集うこ  
とによって、ワンストップといっても既存のものを崩すのではなくて、既存の人たちが集  
まるという形です。

それで、コミュニティの再生とか、地元のNPOの活動活性化、復興の推進という5つ  
の話です。

これを、3ページのところですが、活動のエリアによって階層性を一定持たすことにな  
るんでしょうが、ただし、先ほども言いましたように、ボトムアップでつくるというイメ  
ージがありますので、これはこういう連携のイメージがあるということ在地元に提供した  
上で、地元の皆さんで検討していただくという形になるのではないかとということです。

あと、内容は読んでいただいたらわかるかと思います。



併せて5ページ目にメモがありますが、これは「新しい公共」推進会議の議論というより、総務省の方で検討してというメモなので、併せて見ていただければと思います。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして税制・人材に関して御提案を濱口委員からいただいていますので、濱口委員、御説明をお願いします。

○濱口委員 前回までの山口委員、黒田委員からの御提案、それから松原主査からの御提案を少し、済みません、むしろ複雑にした感があるんですが、簡単に申し上げます。

「1 震災特別寄付税制等の拡充」ですけれども、これは皆さん御承知のとおり、2段階になっておりまして、1段目が指定寄附金制度そのものです。所得控除です。これの4月27日付の財務大臣による告示の対象を、その他の、昔で言いますと特増の類型に拡大するというところでございます。アは山口委員、黒田委員が前回おっしゃったことです。

イが、今回の4月27日付の告示は、被災者支援活動を自ら行うものというふうに限定しておるんですが、自らにとどまる必要はないのではないかと思います、この行うものを全般に拡大するというを書いております。

ウ、エ、オですが、この所得税法の条文を読みますと、必ずしも認定を受けていたり、それから非常に公共性が、その団体自体が強いということは必ずしも条文上はイメージしておりませんで、法人あるいは団体ということをや要件としておったり、緊急性を要件としておりますので、そこを参酌いたしますと、認定を受けていない特定非営利活動法人でも一定のものをよけて指定することは十分可能であろうと思いますし、同じように一般社団法人、一般財団法人でも、公益認定を受けていないもののうち、一定のものを指定することも可能であろうというように考えて御提案しております。これは松原主査御提案の、仮認定の一つの前ぶれの的にも運用として使えるのではないかと、その点も御提案です。

それから、エのところ「一般社団法人・一般財団法人で認定を受けていないもの」とお書きしましたが、少し抜けていました。「特例民法法人」もこの類型に入りますので、口頭ですが、補充させてください。

オですが、今、坪郷委員がおっしゃいましたように、共益的な団体でも事業として公益を目的とする場合には、所得税法の条文上ですが、入り得ると思ひまして、例えば地縁団体は持ち分はないと言われておりますので、ここで寄附の控除の対象にしてもさほどおかしくはないのかな。これは少し踏み込み過ぎかもしれませんが、そのように書いてございます。

それから(2)は今回の震災特別税制です。8条で入りましたけれども、この(1)の方で拡充するということになると、これを区分けしなくては行けませんので、上記のア、イについては入れる。それでウからオについては、一定のものについて対象とするということを書かせていただきました。

したがいまして（１）と（２）を踏まえますと、総所得の 80%までという類型と、40%までという類型、それぞれ色分けを付けるような仕組みができないものかという御提案です。

（３）についても、それを踏まえまして広げていくということです。

続きまして、２の人材の確保ですが、先ほど井野参事官の方から官、民の人材交流の御提案といえますか、論点整理がございましたが、民の、企業からの非営利セクターに対する人材交流、あるいは人材の派遣というものも、十分「新しい公共」という点から必要だと思ひまして、このように（１）（２）を書いております。

ただし、これがどのような施策になるのか。特に税制優遇について現状の制度でも賄えるのか。あるいはもう少し踏み込んだ方がいいのかというのは、もう少し検討しないといけないとは思ひていますが、企業の方でこのような需要があるのかどうかということ踏まえて、もう少し私の方でも検討したいと思ひております。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

このほか、本日はいらっしゃいませんが、寺脇推進会議委員からは、前回口頭で御提案いただいた内容についてメモを資料５として御提出いただいております。

また、専門調査会の駒崎委員からは休眠口座について資料６を提出いただいております。

それから、吉田委員については「熟議」につきまして資料７を提出いただきました。

吉田委員が来られていますので、ほかの委員は来られていないので、前に来て、資料７を一言御説明いただけますか。そちらの席にどうぞ。

○吉田専門調査会委員 専門調査会委員の吉田でございます。貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。早速、提案をさせていただきます。

私は前回のワーキング・グループの「被災地の支援・復興計画策定に向けた『熟議』の推進に関する提案」という項目につきまして、御提案をさせていただこうと思ひます。

今日も拝見しましたところ、いろいろな支援制度が検討されておりますけれども、支援制度を生かすためにも、まずその地域がどのようにしていくのかというのを決めなければ、やはり支援制度というものは生きてこないのではないかと考えております。

そういった中で、主権者である住民の方がそういったものへ決定していくプロセスに参画機会を創出していってあげないと、満足度も上がらないでしょうし、ややもすると転出して戻らないというようなことにもなりかねないと考えております。

今日は、先ほど坪郷先生の資料の中にも「市民活動連携協議会」などを設置して、そこで被災者のニーズの把握などに取り組まれるというような提案もございましたので、こちらで提案させていただく理由として、私、実は４月２日に石巻の雄勝町に行きまして、いろいろ行政の方とお話をしてきたんですけれども、制度手当ををしなくて現行制度でできるということと、やりたくても実情できないというのはやはり違うと思ひます。やりたくても、とても人もお金もない状態でできないということから、是非何らかの財政手当を

国の方からしていただいて、こういった「熟議」の場をつくっていただけるといいのではないかと思います、地方自治体で実績のあるものを1つ提案として出させていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

○松原主査 ありがとうございます。どうぞ、そこへ座っててください。

それでは、皆さんそれぞれの御提案をいただきまして、これからは自由に御意見をいただく時間ということですが、御意見のある方から自由に手を挙げていただいて、まず委員の方から挙げていただいて、オブザーバーの方にもその次という形で、委員の方からそれぞれ、質問でもいいですし、ありましたらお願いいたします。

手を挙げてください。

それでは、濱口委員どうぞ。

○濱口委員 濱口でございます。

坪郷委員と早瀬委員、それから吉田さんにお尋ねするんですが、こういった施策の場合に、助成と寄附というんでしょうか、民間の資金というんでしょうか、今あれば、そのイメージをお教えいただきたいと思います。どなたからでも結構です。

○松原主査 その意図はどういうことでしょうか。

○濱口委員 意図は、つまり制度設計の中でこういうふうな要件といったときに、例えば協同組合ですと、持ち分がある、ないは勿論あるんですが、そこで変わっていきますし、最終的につまらない話になるかもしれないんですけども、助成金をもらう場合の類型と、それから寄附金をもらう場合の類型が多分違ってきますので、その感覚をお教えいただきたいと思います。

御提案は、助成金の方が何か重たいようなイメージが少し持ってなくはなくて、そうすると株式会社でも多分よさそうだと思いますし、そうすると、例えば株式会社をイメージしてつくったときに、それを後で民間からお金をもらったりと言われたときに、それは税制の優遇の対象にならないお金になりますので、寄附は集め難い等々という、少しそこがないわけではないと思いましたので、御説明をお願いしたいと思います。済みません。私の方が変な言い方かもしれませんが。

○松原主査 少し整理しますと、助成金ですと株式会社とか組合は、持ち分の取れるところで出せますけれども、寄附だったら控除は対応できないからという話ですね。

○濱口委員 そうです。

○松原主査 多分もう一つあるのは、助成金ですと結構縛りがありますけれども、寄附ですと余り縛りが無いからというのはあるかと思います。

それから、我々は制度を提案するという点から、これは濱口委員に私の方からサジェスチョンですが、かつて雇用促進のためのチャレンジ税制というものがありまして、それは寄附税制なんです、これは企業では受けられる税制だったんです。全然利用がなかったので今は廃止されていますけれども、企業であっても一種の寄附税制といいますか、そう

いうものを使うことはできるということは制度上かつてあったということはサジェスションとしてあります。

それを踏まえて、坪郷委員、早瀬委員、もしくは吉田委員、何かありますか。

○早瀬委員 私の方のイメージは、一定の基盤的な資金は行政からの補助金なのか、助成金なのかで支えられた方がいいと思いますが、あとは民間からさまざまな寄附であれ、何であれ、得る形のイメージがあります。

具体的には、今、例えばジャンププラットフォームの方で当面 10 億円という形での助成の公募が既に始まっていますし、かなりこの震災関連での資金提供の話はたくさんありますので、そういったものも活用しながら組織が運営されたらいい。

最終的には多分、復興基金も今回の場合にはつくられると思いますので、そういったものの財源もあるのではないかと。要は多様な財源で運営されるという、一般的な NPO と同じイメージを私は持っていました。

○松原主査 坪郷委員、どうぞ。

○坪郷委員 私は例えば拠点をつくるときの施設については、ある程度いわゆる公設民営のような、あるいは公設で多様な主体が運営するという形も考えられると思うんです。市民活動の協議会をつくるということの基本的な活動については、やはり民間の寄附の仕組みを基本として、それに一部公的な資金がプラスされるということについての検討はその次にある。できるだけ民間の寄附の仕組みも同時につくりながらというのが、私の基本的なイメージです。

○松原主査 吉田オブザーバーは何かありますか。

○吉田専門調査会委員 熟議の部分について 1 点だけ。

事例としては熟議の場をつくるときに、協働形態の場合は補助金 9 割、寄附 1 とかいう類型もあれば、真逆で補助金ゼロで寄附金 100 というのもありました。ただ、多分状況が深刻な場所ほど補助金割合を大きくしないと実現しないだろうとっております。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

私の方も一言あるのは、今回、今やっていただいた新しい公共支援事業のように、つまり助成金とか補助金は割と費目が限られておりまして、なかなか自由に使えるお金もしくは団体の基盤整備に使えるお金が少ないんです。そういう点では寄附というのはそういうところに使えるお金として大事なんですが、行政もこういう新しい状況においては補助金を活用していく、もしくはそういう民間の助成金でも基盤整備に十分充てるところがなければ、多分事業をやって使い切って終わり。なかなか基盤ができないだろうという仕掛けになってしまう懸念があるので、新しい公共支援事業のような新しい仕掛け、仕組みが、こういうものに関しては財源が要るのではないかなと考えている次第です。

ほかに御意見ございますか。それぞれの意見でもいいですし、自分の意見で足りなかったところでもいいですし、坪郷委員と早瀬委員はお互いによく似ていますから、こういう

ところを調整するのはいいのではないかと、そういう御意見はございますか。遠慮なく。  
○坪郷委員 被災地の地域の事情というのは非常に多様な状況があるので、それぞれの地域で一番必要な仕組みをそれぞれ選択するしかないというのが私の基本的な観点なので、印象としては早瀬さんの方がどちらかというとボトムアップ型で、市民活動の連携に重点を置いて言われたと思いますし、私の方はむしろそういう NPO は活動の蓄積がない地域もありますので、自治体の方がある程度既存の制度を束ねながら拠点をつくって、市民活動の方もより活発になるような形で仕組みを組み合わせるような形の印象があるかもわかりませんが、特にどちらかという印象で私は議論をしているわけではありませんので、重なっているとは思っていません。

○松原主査 早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 先ほどの私の資料の1ページにありますように、多分福島県だとか宮城県は結構 NPO 法人の数は多いわけですが、例えば、先ほどたまたま川内村の社会福祉協議会は6月末で職員を全員解雇なさる予定があるという話をしましたけれども、なぜそのような話になるかという、川内村の社協の財源の大きな1つが介護保険だったんです。介護保険のサポートを受けている人たちのうちの重い人たちはみんな入院してしまって、施設の方で介護保険のサービスを受けられる。そこで在宅型のサポートをしていた社協の仕事がかなり減ってきているということなんです、要はそれは何を言いたいかという、社協以外に別の介護系の NPO があって、そこが介護保険をしていたわけではない。つまり、ないから社協がやっているわけです。そういう点で言うと沿岸部についてはかなり今、坪郷委員がおっしゃったようにたくさんの NPO がある状況ではない場合には自治体と例えば社会福祉協議会が中心になって選択することもあってもいいのかなという気はしたりしていました。いろんなパターンがあってもいいということです。

○松原主査 山口委員から何かそれに関して御意見ありますか。

○山口委員 特にはありません。

○松原主査 濱口委員は今の件に関して。

○濱口委員 私の狭い知見なのですが、特に NPO、社会福祉法人は法人です。そうではない地区の地縁団体も規約があって組織化されているというわけではないにしても、地区、集落の単位でそれぞれの自治の組織がある。これは少なくともどの地域にもあるようですので、やはり「新しい公共」を十分踏まえてやっていく必要があるのではないかと思います。

そのときに先ほど私のペーパーでお書きしたんですが、共益的なか公益的なのかという議論は余り意味がないかもしれません。震災からの復旧・復興を行うこと自体がその地域での公益だとすれば、その区分けが何百人単位なのか何千人単位なのかというところで分けるのではなくて、地域そのものの復興ということと言うと公益なんだろうと思いますので、これに対して何らかの制度的な手当ができるような広い仕組みの中で、NPO 法人であったり社会福祉法人であったり、そういった地域の団体であったりというイメージを

持てないのかなと思いました。

○松原主査 ありがとうございます。

それ以外の論点も含めてございますか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 今回、整理していただいた資料1の中で、4ページに前回私が提案させていただいた JICA に関してという記述がありましたが、私自身が国際協力の分野で JICA との関係があったので、あえて JICA といこと出させていたんですけれども、JICA に限らず独立行政法人にはいろんな専門性を持っているところがあるので、今回は JICA に関してこういう事例がありますよというのはあったんですが、広く独立行政法人が持っているスキルをそれぞれ利用して、こういう事態において行政法人が持っているミッションを超えてというか、あるいは延長線上にある支援活動について柔軟に支援活動ができるような、そういうことをそれぞれの法律の中に明記することができないにしても、柔軟な対応が必要ではないかということをつけ加えさせていただきます。

○松原主査 ありがとうございます。坪郷委員も手を挙げていましたね。

○坪郷委員 今日、井野さんの方から詳細に資料1で調べていただいたことを報告いただいたんですが、9ページ以降の資金面のところが震災特別寄附税制の拡充などの関連のところなんですけれども、寄附税制自体がこれを見てもなかなか複雑で、さっとわかりにくいところがあるので、1つは寄附は個人が法人にするものもあれば、個人が地域で活動している特定の個人に寄附をする場合もあると思うんです。法人がそういう形で個人あるいは法人にやるという場合もあると思うんですが、個人が主体となって寄附をする場合には優遇税制があるのかなのか、あるいは法人が主体となってやる場合には損金計算だとか、そういういろんな制度があるのかどうかというのをどこかで整理され、わかりやすいものできないかなというのは印象で持ちましたので、その辺を調べていただければありがたいというのが1つです。

○松原主査 ありがとうございます。私はずっと寄附税制をやっていますが、何年やっても複雑さに限度はなく、ますます複雑になっていくので、多分井野さんも頑張っていたくとは思いますが、まず不可能だという前提で、ぬかるみにはまりましたら大変なので、ある程度の概略を。特に最近ふるさと納税の関係の活用などがわかりにくくなっています。その辺は既存のもので税制調査会で資料が出ていますので、そういう資料でわかりやすいものを見繕って次回会議に提案していただくなり、メールで回していただく。新たにつくろうと思うとすごく大変でしょうから、税調で出ている資料でわかりやすいものを見繕っていただくというのがお願いしたいところです。

ほかに御意見ございますか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 この寄附税制に関してなんですが、事務局の方でまとめていただいたもので、それぞれ制度はこういうことに対応可能だ。例えば3月11日にさかのぼってということについては、この改正が必要だということで整理していただいたんですが、このワーキング・グループとしてどういう意思を持って進めてほしいかということを確認した方がよ

ろしいかと思うんですけれども、具体的に今それがどういう形で実現させ得るかということで、このワーキング・グループとしての方針を出していくべきかと思います。

○松原主査 山口委員に逆に、これはワーキング・グループなので、こうやって出そうと言っていたかないと、そういうふうに他人任せでは困りまして、4月27日の告示を改正するように提案しましょうという言い方で是非お願いします。

○山口委員 そうですね。3月11日にさかのぼるように4月27日の改正を是非するというのを、ワーキング・グループとして決めたいということです。

○松原主査 提案の中に入れていって、またそれで調整してということになると思いますが、基本的にここに書いてあるのは現状のものに関して事務局に調べていただくものですから、それを踏まえて現状でよければ我々がやる意味がないので、この現状に対して更にこういう必要性があるからこういう提案をしたいということで諮って、勿論できないことも多々出てくるとは思いますけれども、そこはここの我々の議論ですから、そこを是非こういう提案をしたいということで御議論いただければと思います。

ちなみに事務局にお伺いしたいんですが、我々としてはそういう形で提案をいろいろと考えていくんですけれども、その際に考慮しなければいけないことがありましたら、提案していくにもいろいろ官庁の関係とかありますでしょうし、調べていただいた感触等があるでしょうから、ここは気をつけていろいろと検討していった方がいいのではないかとこのサジェスチョンがあれば、是非サジェスチョンいただければ。

○井野内閣府参事官 いろいろ関係省庁とお話をさせていただいて、特に税制のようなどころにつきましては、なかなか当局の方も簡単な話ではないので、こちらから提案をして、ではそういうふうにしましょうという感じに、なかなかすぐ事務でつないで話を通るようなものではないというのはあります。

特に今日の資料の欄にも例えば告示の改正が必要と書かせていただきましたけれども、実はここの関係のこのページにつきましては、この欄は一切書いてくれるなというような意見もあつたくらいです。要するに独り歩きするからです。今おっしゃっていただいたように、ここにこう書いてあるからできるんだなということで、ここのワーキング・グループでそうしましょうと言ってしまうと、恐らくこういう税制を対応するときには相当パワーの要る話にその後つながっていきますので、本当になぜそれが必要なのか、本当にニーズがあるのか、それをやると本当に世の中にとっていいのかということをしつかり議論した上で出していたかないと、余り軽く関係省庁にぶつけても全く相手にされないということがあり得ますので、ちょっと変な言い方になってしまいましたけれども、感想だけ。

○松原主査 山内審議官、何か一言。

○山内内閣府官房審議官 難しいところですが、この提案をどういうふうにこのワーキング・グループとしてまとめて、どういうふうにして世の中に訴えていくか、そこにもかかってくるんだらうと思います。今まさに正直に井野参事官の方からお話申し上げましたけれども、法律改正、特に税法の改正のような話になると、これは率直に言って極めてハー

ドルは高いと思います。ここに特になしと書かれたものであっても、例えば特になしなんだったらそのことを通知か何かで流してくださいというふうに各省にお願いした途端に、またそれがハードルになったりするということもあります、実を言うと震災ワーキング・グループでどれぐらいのフィービリティのものを求め、どれぐらいの打率を確保するのかというようなことまで考えながら、どこを取り、どこを捨てるかという議論をしていただく必要はあるような気がいたします。

とりあえず、そんなところでよろしいでしょうか。

○松原主査 ありがとうございます。そういうところを頭に入れながら、かと言って我々としては提案をちゃんと出して、支援制度ワーキング・グループですから、制度的もしくは仕組み的には新しいもの、何らかのハードルが全くないというものを出すのは全然意味がないことで、ハードルがあるものを出していかなければいけない。何でもかんでも出して行って、全部外れでしたというものでは、またこれも我々のワーキング・グループとして意味がないので、その辺りを見極めながら、提案するものは提案するし、だからと言って提案しないものに関してはどう提案できるか、どういうふうにして打開できるか検討していきましょうという考えで、いろいろと御提案いただければと思います。

どうぞ、ほかに御意見があれば。高橋推進会議委員、どうぞ。

○高橋推進会議委員 資料1の関係で2ページ「(3) 国家公務員・地方公務員のNPO等への参加促進制度創設」について、例えば国交の場合はNPOへの派遣制度はないということでもあります。なければ是非あるように、ここは改正を求めていくことが必要なんだろうと思いますし、地方公務員の場合は結局例えばNPOの出向といっても、やはりうちにも今、町から出向者が来ていますけれども、人件費は派遣元の町の持ちです。なぜなら、NPOでお金を持つということだったら、それは別に来てもらわなくても構わないことになる。しかし現実は今なかなかお金が集まらない、したがって財政的にきついということを出向という形で来てもらっている。その辺は条例で決めればできるということにとどまらず、もしそういう場合についてはNPOの支援ということで、人件費の方も派遣元持ちというふうなことで見直すというふうな、そういう積極的なアプローチがないと結局何も変わっていかないと思います。是非そういうふうな方向でやってほしい。本推進会議の方でもこの議論はされていますので、是非改めて作業委員会の方からも強いメッセージを出して方向性を示してほしいと思います。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。オブザーバーの方からほかにありますか。もしくは委員から。どなたでも構いません。事務局からでも構いません。では、藤岡推進会議委員。

○藤岡推進会議委員 なかなか会議が急で資料が準備できていなくて申し訳ないんですけども、次回のときには少し提案資料を提出させていただきたいと思います。

私が申し上げたいのは、自助、共助、公助と言われますけれども、特に公助の部分で国



がどこまで支援するかという内容を問われて、限界も問われていると思います。特にソフト面ではなくて、どちらかと言うとハード面のところで、例えば今の被災地の皆さんの住まいです。津波ですので低地ではなく高台へ移らなければいけないというときの移りやすい土地制度の枠組みであるとか、農業の方たちが海水に浸ってしまっているということで、割と土地制度の関係というのは新たな構築が求められているのではないかと考えています。今、調査していますので、またまとめさせていただきたいと思います。

もう一つが、今回の震災が都市型ではなく東北地方でしたので、先ほど濱口委員がおっしゃったように、公助だけではなく民間の共同体、地域の担い手の部分の必要性が非常に私たちも痛感したところです。こういった資料を見せていただきますと、そういった救援とか復興に関して伝統的な NPO であるとか新しい NPO 法人だけではなく、地縁的な組織を今後どういうふうに自助、共助、そして公助の部分、実施の部分をどのように関わっていくかというところが問われているのではないかと考えていますので、その点もまたまとめて出させていただきたいと考えています。

○松原主査 ありがとうございます。

ほかにどんどん御意見を。

○高橋推進会議委員 実は私は被災者の一人として、私は福島県の相馬市の出身で、代々漁師ということで実家も含めて津波で全部がれきの山と化している状況であります。現地はまだ行ってないんですけども、なかなか行き切れない。見た瞬間に自分の気持ちがどうなるか考えると、どうも堪え切れないのではないかと考えてしまいます。東京から後方支援をしていますが、昨日、義理の弟から電話がかかかってきまして、漁協の話ということで、船も全部いかれてしまっている、どうしていいのかわからないという状況で、漁協としても四苦八苦しているという話が来ました。何かいい知恵はないのかということになっています。その場合に被災から2か月経っていて、そういう漁協のところで今後の方向性も含めて、プロのアドバイザーが派遣されることになっていないという現実には私は驚いているわけです。

マスコミ等々で有名なところはそれなりに復興への取り組みが進んでいるやに聞こえます。しかし、知られていない地域や大きなところでないところは、現在も相変わらず自分たちだけではどうしたらいいのかわからない、途方に暮れているという状況にあるということ改めて知りました。そこで、上からの目線ではない、下からのもう少しきめの細かな対応が要るのかなと考えております。そういった意味で、例えば福島の場合は原発の関係で漁協は壊滅的な打撃を受けて、復興の見通しも立たない状況もありますから、その辺は丁寧なアドバイスができる体制、個別行政ごとの漁協の数はそんなにたくさんあるわけではないので、それはちゃんとした目配りがやれるような、そういうところこそ「新しい公共」の出番のところはあるのかなと思います。地域によっては NPO なんかはまだないと聞いています。いわゆる福祉の関係の NPO の支援の動きがあったとしても、地域再生という形の NPO はまだまだ地域によっては足りないこともある。そういうところは「新

しい公共」として派遣していくような対応をする必要があるのかなと思っています。

私としては推進会議の方で日本版 CC の提案とか、空家の利用をもう少し積極的にやったらどうか。仮設住宅だけではなくて、仮設住宅というのは御存じのとおり狭くてプレハブでとても住めるところではないけれども、緊急避難的ということなので、そういうことよりは空家の有効利用も重要なのかなと思っていますので、その辺のことも考えた「新しい公共」の NPO の仕事として、少し考えてみたいなんてことを思っています。ちょっと感想めいたことになっていますけれども、以上です。

○松原主査 私の進め方なのですが、いろいろと御意見いただいたのは OK なんですからけれども、是非ペーパーで御提案を出していただくと。これは次回までにペーパーを用意していただいて出していただくと議論の具体的なところに反映できていきますので是非お願いしたいなということと、我々、「新しい公共」の推進会議の下で、「新しい公共」を推進していくという視点から、復興をどうしていくかということを考えていますので、早瀬委員の提案がまさにそれに当たるのかなと思うんですが、「新しい公共」と関係ないようなところはペーパーをいただいても対応はできないですよということで、その辺に関してはどう「新しい公共」と絡ませられるかということをお是非御勘案いただきたい。住民台帳は我々と違うところで出してくださいということでよろしくをお願いします。

○早瀬委員 では、連携室を通じて。

○松原主査 はい。ほかに御意見があれば。

濱口委員、どうぞ。

○濱口委員 たびたびで済みません。

早瀬さんと坪郷さん、そういう話ばかりで申し訳ないんですが、主体になるところなんですけれども、認定 NPO でないのだとすると、特別法ということになるのか、寄附をいただいて、その寄附について何らかの優遇という前提なんですけれども、そうではなくて、そこは手当てをせずに普通に寄附を募るというようにお考えなのか、どちらなのでしょう。

○松原主査 早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 私の案の方で言うと、そこまでのセットを考えると制度、主体が非常に作りにくくなるので、そこは言わばあきらめています。ただ、一方でかなり助成金を出す仕組みがたくさんできているので、そちらの方からの資金の手当てでも一定できるのではないかと考えてみました。

勿論、今、国会でやっている認定 NPO 法人の新しくつくれる法案が通りさえすれば仮認定の方法がとれますから、そうすると、非常にこういったものも税制的に後押しするんですが、そちらは国会の方でということなので、認定 NPO 法人を活用しようとするとしても現行では縛りが強いかなと考えています。

○松原主査 坪郷委員、何かありますか。

○坪郷委員 先ほど私が申し上げた中で、井野さんはそれであっても大変だということな

のかもしれませんがけれども、財務大臣の告示で法律改正ではないので、そこをこういうふうなニーズがあるのだよということを押していくという可能性はないわけではないのかな。ただ、それがもう一つ別の言い方をすると、仮認定というような法律上の制度を告示の方でやっていいのかというのはあるかもしれませんがけれども、ただし、告示ももともと横並びで2号、3号となっていますから、そこはもともとそういう制度だと思えば、告示のつくり方で、今、早瀬委員がおっしゃったような制度。そこは勿論、地元の方の制度のつくり方によるんだと思うんですが、そこについてプラスすることは可能なような気がします。

あとはニーズの問題とこちらの力の出し方の問題だと思います。

○松原主査 御意見何かありますか。

事務局、井野さん。

○井野内閣府参事官 今の告示というのはどの件でしょうか。

○濱口委員 私のペーパーで言いますと、1の(1)でウあるいはエです。資料3になります。認定を受けていないもののうち、勿論、一定のものという条件が付きますけれども、それについて指定を行うということです。

これは勿論、震災特別税制と絡めて80%までというところではなくて、総所得の40%までというその段階だけでもかなり認定NPO法人と同じ優遇が受けられますのでインパクトはないわけではないのかなと思います。

○井野内閣府参事官 要するに指定寄附金の対象拡大ということですね。

○濱口委員 勿論、認定とは別の制度ですからもともとできるんでしょうけれども、そこをはっきりとさせるということです。追加告示なのか。

○井野内閣府参事官 寄附金を追加して財務大臣に指定してもらいたいということですね。

○濱口委員 その場合に何らかのメルクマールが必要なんだとすれば、今、早瀬委員だったり坪郷委員だったりもおっしゃっているような形での何か基準めいたものが必ず必要になるんだと思うんですが、そこはどこかで線を引いて、それについて指定をしていくということの後押ししていくという話です。その場合に、助成金と寄附金のミックスというものを制度として最初から持っておくというイメージです。

○松原主査 大体私はわかりましたけれども、また後で考えていただいて。

ほかに御意見。ほかの点でも構いませんし、質問でも構いませんし。あと、進め方もありますから、進め方に関して御意見も是非お伺いしたいです。

早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 復興会議の方の議論と、例えば私が今日提案したように、こういうミクロの話は余り出ていないのならばいいんですが、変に出ているとややこしくなるだけだと思って、そこらの辺りはどうなんですか。

○松原主査 私の知っている限りでは、例えば先ほど漁協の話がどなたかから出ていましたが、漁協を統合していくとかという話に関しては復興会議で、例えば公社化の話です。

もう漁協全体を公社化していくとかそういう話が出ておりますから、そういうところは余りかぶらない方がいいのかなというのは思っております。

○山内内閣府官房審議官 復興会議で最終的な提言のとりまとめに向けてどういうものが入っていくかという、これは想像がほとんどですけれども、そんなに細かい各論までは入らないだろうと思います。ただ、我々が議事録等で仄聞している限りでは、まさに早瀬委員、坪郷委員が御指摘になったような総合的な生活支援の拠点を設けるべきではないかというような御意見も出ていたとたしか思います。

資料は非公表なのでよくわかりませんが、聞いた限りではそういうふうな議論もあったとは聞いております。

○松原主査 復興会議に関しては、一応、非公表のは別ですが、原則各回の資料は全部ホームページに載っていますので、私もずっと見ているんですが、かなり大きな話をされていて、ただ、地域の包括ケアをやるような仕組みが必要ではないかというような委員からの提案は出ている。税制に関しては、もっと寄附税制を促進するよという意見も出ているというのは間違いありません。御意見をどうぞ。

兼間推進会議委員、どうぞ。

○兼間推進会議委員 今の早瀬さんの御意見、また坪郷さんの御意見を聞いている中で、できるだけ多様なニーズに応えられるように、柔軟に余り細かく書かずに抜け落ちないようにしたらいいのではないかなということを強く感じました。余り細かく書くと地域のニーズに合わないような、これができない、あれができないということになりかねませんので、例えば設置するにしても、公設民営だとか、第3セクターだとか、いろんな方法があると思うんですけれども、どれも地域のニーズに合ったものでやっていくという形が必要ではないかと思ったり、実際、財源にしても補助金、助成金、寄附金、いろいろありますけれども、それにしても柔軟にという形が必要ではないかなと感じました。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。ほかに御意見、皆さんからございますか。

では、早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 だからこれというのは、メニューであって、こうしなさいというものに1つもなっていないです。読んでいただいたらわかると思いますけれども、こういったようなメニューのどれかをやればよいような形にしないと、地域によってすごく多様性がありますね。主体にしても何にしても全部自由になっていますので、そのように考えてください。

○兼間推進会議委員 おっしゃるとおりだと思います。ということで、どちらかと言うと、早瀬委員の方は下から持ち上がるようなイメージだし、坪郷委員は公が強いかないという感じを受けたので、どちらも要るという意味で、そういうイメージで網羅したものを総合的にということですのでおっしゃるとおりだと思います。

○松原主査 今後の進め方も入ってはくるんですけれども、私は皆さんの意見で、税に関しては私も今日の濱口委員の提案はなかなか面白いなど、考えていなかったところがあっ

たのでこれは面白いというのが1つです。

早瀬委員、坪郷委員のお話、多分山口委員の意見も一部含めて、あと吉田推進会議委員とか先ほどからいただいているいろんな皆様の御意見も含めて、これはもし事業設計を提案としてしていくならば、形としては今やられている新しい公共支援事業の第2段的なもので、とりわけ被災地に対する特別支援の事業というのは1つ考えられないかなと。

要はそれに関して予算をつけて、運営委員会みたいな形ではありますが、今回、県でやっていますが、県ではなしに、私の意見ですが内閣府でそういうのを公募できるような形にして、これは市町村、都道府県、民間主体、それぞれモデル事業として提案していただく中で、こちらとしては早瀬委員や坪郷委員の言ったものをメニュー的に例示して、その中でそれぞれ提案していただいてとっていただいてというような一種の形で復興支援を2～3年くらいの事業として一旦提案できるような形にまとめていくことはできないかなということ。

それはいろんなメニューがあるからその地域によっても違って来るし、これはたくさんあればいいという話ではないですから、むしろいいモデルをどうつくるかという話なので、それぞれの県で2から何か所とかという形で出しながら手を挙げてもらえるという仕組みというのを中でメニューをつくって推進事業という形で出していく。これは3県でいいのか、もう少し周りの避難民を受け入れている地域も含めてどうしていくのかというのは議論のあるところですが、そういうセンターに関して、要は政府の方でお金をつけるだけではなしにそういうところは指定して、むしろ濱口さんおっしゃるように指定寄附金の対象とするということで将来的には民間自立への道も育むような、特区ではないですけども、一種の特別センター指定制度のようなものをつくって、これに自律的に手を挙げてもらう形というのは、制度というか仕組み的にはあり得るのかなというのは、今、話を聞いていて雑駁に思ったので座長意見とか主査意見ではなく一委員の意見として聞いてください。まだ事務局の方にこれは話してはありませぬので。ただ、そういう形で提案できるものをやっていけばいいのかなというのは考えて思った次第です。

そこに高橋さんもおっしゃった例えばいろんなプロフェッショナルが来るに当たっては、これを政府の方で後押ししていくとか、そこでやる分には一種の中小企業診断士等を免除していくとか、そういういろんな手厚いものを付け加えていく、そういうものもあり得るのかなというのは、我々は震災の支援制度ですので、復興・復旧というところに当たって考えていく。

感じから言うと、我々の提言が6月に出て、7月、8月以降の実現を是非図っていくとなれば、仮設は一定程度できた後の形の中で2年、3年、もう少しかかるかもしれませんが、仮設から地域に戻っていく、そういうものを総合的にケアしていく。そういう仕組みづくりというのは今この話の中で求められていて、そういうのをどう新しい形で支援できるのかなというのは感じた次第です。

何かそれについて御意見ありますか。

では、濱口委員、どうぞ。

○濱口委員 今の前半の支援事業のところモデルというのは、今の私の感覚では賛成です。ただし、税制のところは、全世帯からお金が集まってくるような制度をつくりたいと私は思っていますので、支援事業でモデル化したものに特化するようなものではなくて、そのワン・オブ・ゼムで支援事業の中でも使えるようなというイメージを持ちたいと思っています。

○松原主査 わかりました。

では、早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 もともと私の提案については「新しい公共」の場づくりモデル事業、支援事業の一環でも構想を考えたんですが、現行、財務省との話し合いの中で「新しい公共」の場づくりモデル事業の場合には、一旦は財布を自治体が持つということになるんです。国民だけの主体というのはなくて、国民に必ず官が入らなければいけないという仕組みになっていて、ヒアリングしていた中においては、その方がいいという地域性のある地域だなと思ったんです。自治体等の関係は大切ですとおっしゃっているところも多かったのですが、その方がいいのかもしれないけれども、それに限定されないようなものにしたいと思ったのであえて入れなかったんですが、実現性を考えると「新しい公共」の場づくりモデル事業の発展形にした方がたしかに実現性は高いかなと思います。この辺り、三上さんの御意見も。

○松原主査 では、三上参事官。

これはあくまで今の支援事業ではないという前提で、次の支援事業をつくったらどうかという話だと理解してください。

○三上内閣府参事官 まず、坪郷委員と早瀬委員の提案を見ていて、これはまさに支援事業でいけるなど説明を聞きながら思ったところですよ。

具体的にどうするかというのは、これから制度設計に入りますので、またいろいろ関係者との調整もありますので、最適な方法を詰めていかなければいけないかなと思っています。

あと、国費を使うというふうに制約がありまして、官と民の連携というのを前提に予算、制度を獲得したという経緯がございまして、そのハードルというのはかなり一線あるものです。ですから、その前提条件を崩すか否かというのはなかなか難しい面がありますが、何が最適かというのはまた改めて考えなければいけないかなと思います。

○松原主査 今、三上参事官のを聞いていて思ったのは、1つは官と民の連携という中では、たしか都道府県主体で今、新しい公共支援事業をやられていますが、これは地域によって市、都道府県、場合によっては内閣府との連携という形もあり得るのかなと。

その場合に、今回は今やっている新しい公共支援事業でイノベーション何とかでしたか、特別枠がありましたね。国のものですね。あれは一応市町村が手を挙げるとなりましたが、あれをもう少し広げていくという形で新しい事業展開を考えていくという手も

あるかなど。要はそういう形で公募していくような在り方の事業展開だと結構できるのと、私も新しい公共支援事業でいろいろと現地でヒアリングを聞いてはいるんですが、やはり都道府県から出るモデル事業が1,000万なんです。これだけ人を雇ってやっていると、既存のNPOに対してのモデル事業だったらいいんですが、今回の被災地の振興を包括的にやっていくセンターという点では、1,000万という規模では全然足りないと。いろんなメニューを実際にいろいろと総合的にやっていくという点では、もう少し1つ当たりの単位を大きくしていかないとだめで、そうなってくるときちんとお金を出していったりしていくという意味では、市町村、都道府県にも手を挙げてもらいつつ、国も一定関与していくような仕掛け、仕組みというのも同時にあっていいのかなと思った次第です。

まず三上参事官、それから坪郷さん。

○三上内閣府参事官 各省庁でいろんな制度をつくってしまっていて、そういうのと組み合わせるということになると思うんです。ハードは国交省ですとかほかの省庁でやっていますのでそこでやってもらって、ソフトを中心に、またはハードで若干足りない部分を支援事業で補足できますので、そういう組み合わせがいいのかなど。

あと震災案件は、1,000万にこだわる必要は全然ないと思っておりまして、今でも1,000万を超えていいよという話は通知はしています。ただ、改めて次の制度を考えるときにどうするかという話はございますが、別にそれにこだわることはないのかなど。むしろ官と民の連携ということであれば、もう少し大きくするというのも可能になってくるのかな。そういう方向に進むというのも1つの手かなと思っています。

支援事業自体、一応そういう制約はあるんですけども、対外的に言っているのは、NPO等の民の視点を最優先してくださいという言い方をしていますので、まず民主体でこれを動かせるはずですよ。とは言いつつ、片や私は自治体には官主導でしっかり考えてくださいと、NPOを巻き込んでやってくださいと、これは両方に言っています。これはそのとき、現場現場によって、本当に民主導でいく場合もあると思いますし、または官がある程度リードしていく場合もあって、ケース・バイ・ケースになるのかなど、そんなことを考えております。

○松原主査 待ってください。坪郷さんが先に手を挙げていたので、坪郷委員、兼間推進会議委員と回します。

坪郷委員、どうぞ。

○坪郷委員 今の議論の流れで、私も提案の中に新しい公共支援事業の適用ということで考えるのか、あるいは復興会議でも特区制度が議論されているという情報もありますので特区制度を利用するのか考えたのですが、それはまだ今の段階では進んでいなかったのですが、いずれにしても市町村、自治体からも提案できるし、「新しい公共」の担い手からも提案できると。そういう提案を受け止めるという仕組みが必要だろうと思うので、1つは今日の議論の中では新しい公共支援事業というやり方と特区制度と2つのやり方がありまして、また更にどういうやり方があるのか考えたいと思います。

○松原主査 兼間推進会議委員、どうぞ。

○兼間推進会議委員 何より大事な視点というのは、当事者たちが今、本当に混沌とした中で困難を抱えておられるということに関して、どうやって支えていくかといったときにモデル事業というのが、その地域の困難というのはそれぞれ違う課題があると思えるので、余りモデルというのは何か響きが悪いなと感じました。

以上。

○松原主査 多様なモデルというつもりだったんですが、高橋推進会議委員、どうぞ。

○高橋推進会議委員 観念としては、モデルではなくてメニュー方式にしたらどうですかと。先ほどこれだけ広範囲な被災地があるということで地域の実情はさまざまです。山が近いところがある、平野ばかりのところがあるということから言えば、その地域に応じたいろんなメニューを提示して、その中から自分のところに一番使い勝手のいいようなものができるような出し方というのがあるのかなと思います。その辺、是非検討願いたいと思う。

○松原主査 ありがとうございます。いいサジェスションありがとうございます。十分それはここの中に入れていこうと思います。

もう時間なんですけど、ほかに追加で是非というのがあれば。

では、濱口委員、どうぞ。

○濱口委員 進め方なんですけれども、ヒアリングが中間報告と最終報告の間にあります。とは言いながら、中間報告のときまでに皆さんそれぞれの各自のヒアリングを自分の中で自信を持って、ここで成案をつくるというイメージなんですか。それをぶつけてみて、やはり正しかったというような確認の場にするというイメージでしょうか。そのように私は思ったんですが、いかがでしょうか。

○松原主査 基本的にそういうイメージで、今、皆さんにあちこち聞いてくださいとお願いをされていて、私も現地に入ったりいろいろとやっているところなんですけど、途中で聞きっぱなしで、また、聞きに行きますと2回は難しいということであれば、ある程度ここで聞き取った上で、この前もお話しましたが、それをもってたたき台のレベルでぶつけてみてくださいとお願いをしています。

今日のお話も是非ぶつけていただいて、その上である程度中間だけでもできた時点で、これもぶつけていただいて、これも全部オープンにしていきますから。

その上で最後、足りないなり、もう少し考えてほしいというところをヒアリングしていくというイメージでいます。よろしいですか。

それでは、スケジュールのことですが、一応次回は5月20日ということですか。それから、5月30日の週にというのは、日程調整は済んでいるのでしょうか。

○井野内閣府参事官 いえ、まだですので、皆さんの御都合をお聞きして、早急に調整します。

○松原主査 今日は黒田さんがいないけれども、今、やってしまった方がいいんでしょう



か。

○早瀬委員 24日の予備とは別ですか。

○井野内閣府参事官 そこは難しいかと思えます。

○松原主査 中間報告をやってまた省庁に返すと、やはり1週間ぐらいかかってくるというのが今回わかったことで、24日の予備はなくなったと認識をしてください。

1日、2日、3日ヒアリングと。

○井野内閣府参事官 その辺りで、1泊2日ぐらい。

○松原主査 1泊2日辺りで。相手もあることですがけれども、やっていくしかないという感じですね。

○高橋推進会議委員 地域はどこになるんですか。

○松原主査 3県。岩手、宮城、福島。それぞれ中心地域ですので、今のところ、岩手は遠野を考えています。宮城は仙台。福島が郡山でやるかなと。そこにこちら側が行くと。だから、それは全員が行くというわけではなしに募って行くということになります。

ですので、行ける人で行くという形で、皆さんの日程を合わせるのはとても困難ですから、最低2~3人。全員行くという方式ではなく行く。それで聞いてくるという形で行きたいと思っております。場合によっては私が行けない場合も出てくるかもしれないですが、そのときはよろしくお願ひしたいということですね。

そういう形でよろしいですか。

○早瀬委員 20日の次を。

○松原主査 日程を見てもらえますか。20日の次はいつですか。

○早瀬委員 24日ではなくて30日の週という。私、31日なら出られるんです。

○松原主査 30も31日もOKですか。夜はだめだけれども、昼なら大丈夫ですか。

○早瀬委員 31日の3時からなら。先生はいかがですか。

○坪郷委員 私は調整しますので、皆さんの都合がよければ。

○松原主査 坪郷先生、是非調整をお願いします。

では、31日の3時~5時ということで大丈夫ですか、事務局。

○井野内閣府参事官 わかりました。

○松原主査 31日は3時~5時。31日やったら、1日は無理でしょう。2、3日は行けますか。1日空ければ。もうやらざるを得ない。そうでないと間に合わない。では、2、3日ヒアリング。2、3日行ける人いますか。3日OK。2日は。どちらか片方でも構わないので。

○坪郷委員 3日は可能ですが、2日はまだ調整してみないと。

○高橋推進会議委員 オブザーバーも参加していいんですか。

○松原主査 オブザーバーはどうなんですか。基本的には旅費は想定していませんけれども、もし自費でということならOK。旅費が想定されていないみたいなので。

○高橋推進会議委員 しかし、今日の話聞いていても、微に入り細にわたっている部分

も結構あって、私は初めて来たときに、最初はやはり話が非常に見えにくいわけよ。少し振り過ぎているかなと思います。もう少し引いた感じでの全体像が見えるような話が必要なのかと思っていたところなので、今回現地調査もヒアリングもできるだけ多くの人が行って、いろんな分野の人がいるわけだから、その人たちの視点で現地を見て意見を出してもらおうというのがいいのではないかなと思って、どうなのかと聞いたわけ。

旅費の話で自腹で行けと言うならさ、それはそれで検討しますよ。

○松原主査 それは私がお金を持っているわけではないので。つまり今、この話はこの人数だけならいいんですけども、推進会議と専門委員会、特に推進会議で皆さんに投げると、何人来るかわからないというところがあるので、それは制限がかかる。

○高橋推進会議委員 忙しくても、私たちは直接のメンバーではないけれども、オブザーバーでも日程を調整して来るように努力して今回初めて来たんだけど、そういう思っているのはあるわけ。

私は当事者という観点から言って、どういうふうになってくるかなと非常に興味があったし、自分が委員の立場でもやはりちゃんと意見を反映したいということで来ているのでその辺では。

どうぞ。

○兼間推進会議委員 同感です。机上の空論にはなってはいけないという観点から、百聞は一見にしかずという諺がありますが現状把握、実際に聴くということが非常に極めて重要と思うので、大勢ではなくても一人でも多くの方たちのその現場を知ってもらうことが必要だと思います。分からなかったこと、理解しにくかった事項、一瞬にして解ったということにもなる場合もあると思いますよ。だから、費用負担が難しいのでしたら各自ご負担も構わないのではないかと思います。実際を知る、生の声を聴くことの必要性を基調に、つまり現地に行く視点の問題として。

○松原主査 少し待って。これも私が決めることではない。

まず、予算の限度というのがあって、私の決められることではない。それはわかっていただけです。ということで、事務局に振ります。逃げます。

○井野内閣府参事官 検討させていただきますけれども、本当に国の予算も厳しいので、会計当局もありますし、予算の制約がありますので、検討いたしますが、ここで即答は難しいと思います。

○兼間推進会議委員

発言して、いいですか。

財源負担は難しいですとおっしゃってもいいと思いますよ。基本的に各自が現状把握の必要がある筈です。多分1か所か2か所はすでに出向いて把握しているかもしれません。被災地の何処へ出向くことを想定しているかわかりませんが、かかる費用負担は難しいのでしょうか。それなら、少なくとも是非現地へ行って実際に認識していただきたいと呼びかけるのも難しいのですか。言いにくいのですか。

○山内内閣府官房審議官 率直に言って、やはり言いにくいですね。我々としては来ていただきたいと言えば、それは当然こちらがすべて責任も持つし、事故があったときの責任もこちらだしという話になりますので、でも、高橋委員、兼間委員のお話もよくわかります。金子先生とも相談させていただきませんか。その上で、現実に残りたくさん行っても相手方のこともあるので、少なくとも相当数で行くということはもともと想定していませんでしたので、どういう形になるか金子先生と、あと勿論松村主査と相談させていただきたいと思います。

もし行っていただくということになるならば、そのときはこちらがきちんとお金を負担する形にしたいと思います。何かあったときに困りますので。

○松原主査 よろしいですか。ということでお願いします。

次回は5月20日、時間が1時～3時。その次が5月31日の3時～5時。現地視察が6月2、3日。

そうすると、5月31日に中間報告を案として出して、メールで1日ぐらいでパブリック・コメントにかけますよということを金子座長にお願いをして、かけて、それをもって2、3日のヒアリングに行って、戻って、もう一回やるでしょうね。2、3日の翌週にもう一回やるということになると思いますから、その日程調整は別途またなるべく早く今のうちに、今日は無理ですけれども、やっていただいて、最終報告を推進会議に上げるというハードなスケジュールですが、それでいきたいと思います。

次回は5月20日なんですが、たたき台というか中間報告の原案になるものを事務局と私の方でつくらせていただきますけれども、もし皆さんあったら追加で、今日もいろいろ御意見いただきましたが、ペーパーを出すというお話でしたので、申し訳ないんですけれども、これも時間の限界がありますから、大変申し訳ないんですが、5月16日までにペーパーを出してください。

16日までにペーパーを出してもらって、それを反映させて、当日のたたき台をつくります。勿論、当日ペーパーを持ってこられるのは、当日までに配付資料として別途出されるのは全然問題はありません。関係ないですけれども、たたき台に反映できる状況というのは16日までのペーパーに限らせていただきます。

これはオブザーバーの方も是非16日までということでペーパーを出していただければと思います。このペーパーに関しては、ほかの推進会議委員の方、専門委員の方にも16日までということで大至急ですが、投げていただければと思います。

一通り次回に提案させていただきますが、特に事務局の方から最後ありますか。

○山内内閣府官房審議官 特にないです。

○松原主査 では、10分ほど延長しましたが、ハードなスケジュールですけれども、皆さんハードだということで頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

次回の日程は既に御案内しておりますとおり、5月20日（金）、13時～15時を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

では、本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。